

<概要版>

# 七ヶ宿町 高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画

～住み慣れた地域で安心して暮せるまち～



平成30年3月  
七ヶ宿町

## 計画策定の背景

平成12年に介護保険制度が開始されてから17年が経過し、要介護高齢者やその家族を支える制度として定着するなかで、今後ますます高齢者が増加していくことが見込まれます。この高齢化を背景に介護保険制度では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の自立生活を支援する地域包括ケアシステムの構築が示され、各市町村で取り組みが進められていますが、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症を含む要介護者の増加が見込まれるなかで、地域で暮らす高齢者の生活を総合的に支援する仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

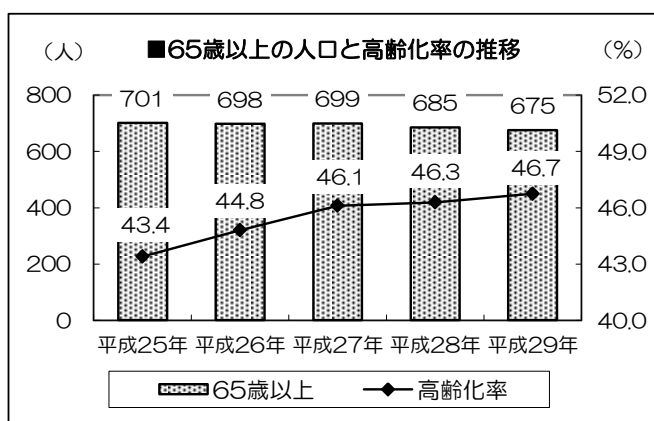
七ヶ宿町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画では、2025年の本町の地域包括ケアシステムの実現を目指して、町のすべての高齢者が、住み慣れた自宅や地域で、元気に安心して生きがいを持って暮らせるよう、町民と地域、行政並びに関係機関との協働・連携による共生社会の実現に向け、ともに推進していくことを目的に策定したものです。

# 1 本町の高齢者等の現状と推計

本町における高齢者等の現状は、高齢者人口が減少し、高齢化率が上昇傾向にあります。要支援・要介護認定者は微増傾向で推移しているなかで、高齢者世帯の増加や更なる高齢化も予測されることから、高齢者が住み慣れた地域で元気で生き生きと暮らせる取り組みが重要となります。

## (1) 高齢者人口の推移

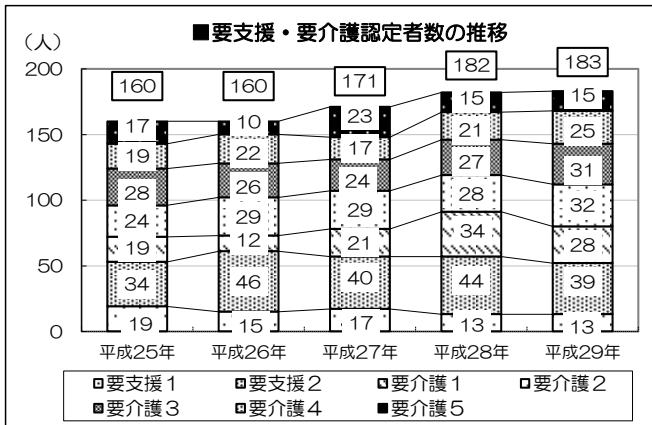
本町の高齢者数の推移は、平成25年から平成29年まで緩やかに減少しています。平成29年は675人となっており、平成25年の701人から27人減少しています。また、高齢化率は高齢化の進行に伴い増加傾向にあり、平成29年で46.7%となっています。



市庁舎の広場



## (2) 要支援・要介護認定者の推移

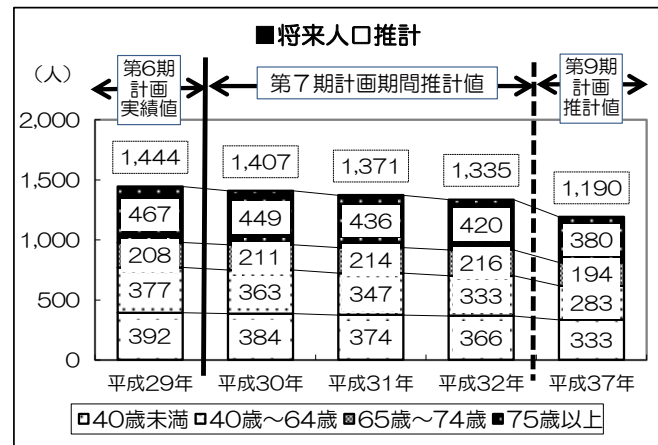


要支援・要介護認定者数は、平成25年の160人から平成29年の183人と微増傾向で推移しています。要介護度別では、平成25年と比較すると平成29年の要介護1が28人と9人増加、要介護2が32人と8人増加しています。

軽中度の要介護1・2が増加傾向にあり、今後も重度化予防や生活機能の維持、向上に努めた介護・介護予防の取り組みなどが大切です。

## (3) 高齢者人口の推計

平成29年と平成32年を比較すると町の総人口が109人減少すると見込まれ、平成32年には65歳以上の高齢者人口が636人となり、高齢化率が47.6%になると見込まれます。また、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)では、総人口が1,190人で高齢者人口が574人となり、高齢化率が48.2%と更に高齢化が進行していくことが予測されます。



## 2 本計画の基本理念と基本目標

### 【基本理念】

住み慣れた地域で安心してくらせるまち

#### 地域で支えあうまちづくり

地域包括ケアシステムの推進、認知症支援と権利擁護の推進、生きがいや社会参加の促進

#### 健康でくらせるまちづくり

保健・医療の充実、介護予防と生活支援の充実

#### 安心・安全のまちづくり

生活環境の基盤整備、防犯・防災対策の推進

#### 介護・福祉のまちづくり

介護サービスの充実、介護保険事業の適正な運営

### 3 本計画の施策・事業の体系

本計画の基本理念の実現に向けて、4つの基本目標に基づいて、高齢者の地域生活を支えるため、保健・福祉など総合的な施策を展開します。

#### 1 地域で支えあうまちづくり

- (1) 地域包括ケアシステムの推進
- (2) 認知症支援と権利擁護の推進
- (3) 生きがいや社会参加の促進

#### 2 健康で暮せるまちづくり

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 介護予防と生活支援の充実

#### 3 安心・安全のまちづくり

- (1) 生活環境の基盤整備
- (2) 防犯・防災対策の推進

#### 4 介護・福祉のまちづくり

- (1) 介護サービスの充実
- (2) 介護保険事業の適正な運営

### 4 本計画の計画期間

介護保険事業計画は介護保険法第 117 条第 1 項により 3 年を 1 期として定められています。本計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間の計画期間とします。また、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据えた中長期的な計画としています。

#### ■2025年を見据えた介護保険事業計画



介護の広場

### 5 地域で支えあうまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムを推進し、認知症支援と権利擁護の推進、生きがいや社会参加の促進など地域で支え合うまちづくりを目指します。

#### (1) 地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括支援センターの機能強化
- 地域ケア会議の充実
- 社会福祉協議会との連携強化
- 見守り体制の充実
- 地域共生社会への取り組み



## (2) 認知症支援と権利擁護の推進

- 認知症予防と普及啓発
- 家族支援体制の整備
- 早期発見・相談体制の充実
- 認知症サポーター養成講座の開催
- 高齢者徘徊SOSネットワークの推進

## (3) 生きがいや社会参加の促進

- 成年後見制度の利用促進
- 権利擁護事業の活用
- 高齢者虐待防止の推進

- 老人クラブ活動への支援
- 敬老祝い金
- 豊齢者大学
- シルバー人材センターの充実

# 6 安心・安全のまちづくり

高齢者が安心して地域生活を送れるために、生活環境の基盤整備に努めるとともに、防犯・防災対策の充実を図ります。

## (1) 生活環境の基盤整備

- 住まいの整備
- バリアフリー化の推進

## (2) 防犯・防災対策の充実

- 防災対策の充実
- 防犯対策の充実

# 7 健康で暮せるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるように、保健・医療の充実に取り組むとともに、介護予防と生活支援の充実を図ります。

## (1) 健康づくりの推進

- 特定健康診査
- 特定保健指導
- がん検診
- 健康教育・相談

## (2) 医療体制の充実

- 地域医療の充実
- 在宅医療・介護連携の推進
- 在宅医療・介護連携のネットワークの推進

# 8 介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）

要支援・要介護状態になる可能性のある高齢者には、地域包括支援センター等による介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

## (1) 生活支援サービス

### □ 訪問型サービス

#### ◆訪問介護事業者によるサービス

既に介護予防訪問介護サービスを利用し、継続が必要な要支援者等に対し、事業所指定の訪問介護員による身体介護や生活援助の支援を行います。

#### ◆多様なサービス

要支援者等に対し、地域包括支援センター等による相談支援や保健師等による居宅での相談支援など短期集中予防サービスを行います。また、生活支援コーディネーターと協議体等の協力のもと、地域の実情に応じて必要なサービスの検討を行い実施団体の育成を図りながら、段階的にサービスの提供を実施します。

## □ 通所型サービス

### ◆通所介護事業者によるサービス

既に介護予防通所介護サービスを利用し、継続が必要な要支援者等に対し、通所介護事業の指定を受けた事業者による生活機能の向上など機能訓練や集いの場の参加の支援を行います。

## □ その他の生活支援サービス

生活支援体制整備事業を通じて、生活支援コーディネーターと協議体が協力のもと、地域の実情に応じて必要なサービスの検討を行い実施団体の育成を図りながら、段階的にサービスの提供を実施します。

## (2) 予防サービス・任意事業

### □ 介護予防事業対象者の把握事業

民生委員児童委員からの地域の情報や来所時の基本チェックリストの活用などにより、閉じこもり等の何らかの支援を要する対象を把握し、地域の実情に応じて介護予防活動支援事業等で重点的に対応します。

### □ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する知識や技能を習得した介護予防・生活支援サポーターなど介護予防に関する指導的役割を担うことのできる人材を養成し、地域において効果的に活躍できるように取り組みます。

## (3) 生活支援・介護予防サービスの体制づくり

### □ 生活支援コーディネーターの配置

地域でコーディネート機能を適切に担うことができる生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。

## (4) 高齢者福祉サービスの充実

### □ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者などが安心して在宅で生活できるよう、緊急通報機器を貸与し、緊急事態に迅速に対応できる体制を整備し支援します。

### ◆多様なサービス

要支援者等に対し、運動・レクリエーション活動など自主的な通いの場、生活機能を改善するための運動器の機能向上等のプログラムなどの支援を行います。また、生活支援コーディネーターと協議体等の協力のもと、地域の実情に応じて必要なサービスの検討を行い実施団体の育成を図りながら、段階的にサービスの提供を実施します。

### □ 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を普及・啓発するためのパンフレットの作成・配布や有識者等による講演会を開催します。また、要支援・要介護状態となることの予防・啓発を図る目的で参加しやすい介護予防教室の開催等を進めていきます。

### □ 寝たきり者等紙おむつ補助事業

寝たきり高齢者などを抱える低所得者世帯に対し、介護家庭の経済的負担を軽減するため、紙おむつ代の一部を補助します。

### □ 配食サービス事業

調理が困難なひとり暮らしの高齢者などを対象に、栄養のバランスが取れた食事を定期的に配食し、在宅高齢者の日常生活の支援、健康状態及び安否の確認を行います。

### □ 生活支援・介護予防サービスのネットワーク（協議体）の推進

社会福祉協議会や地域団体、ボランティアなどと連携し、住民同士の支え合い活動や見守り活動を促進しながら、町民・事業者等と協働したネットワークづくりに努めます。

### □ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

年1回、寝具の衛生管理等が困難なひとり暮らし高齢者及び寝たきり高齢者などに対して、寝具の洗濯、乾燥及び消毒サービスを提供します。

# 9 介護給付・介護予防給付サービス

要支援・要介護認定者の地域生活を支えるため、介護予防・介護サービスを提供し高齢者を支援します。

## (1) 居宅サービス

### 訪問介護

ホームヘルパーなどが要支援者・要介護者の家庭を訪問し、排泄・食事・入浴などの介護、掃除・買い物等の家事、生活や介護等の相談・助言などのサービスを提供します。

### 居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、要支援者・要介護者の家庭を訪問し、療養生活を送るために必要な管理および指導などを提供します。

### 通所介護

デイサービスセンターにおいて、生活指導、日常生活訓練、健康チェック、食事、入浴、機能訓練、送迎等を提供します。

### 通所リハビリテーション・ 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などにおいて機能訓練、食事、入浴、送迎等を提供します。

### 短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設を短期間利用し、必要な介護や機能訓練を提供します。

### 短期入所療養介護・ 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設を短期間利用し、医学的管理のもとに、必要な介護や看護、機能訓練を提供します。

## (2) 地域密着型サービス

### 認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護

要介護認定を受けた認知症高齢者が、グループホームで共同生活を送ることにより、生活感覚の回復や落ち着いた生活が可能となるような支援を行うことを基本に、日常生活上の必要な介護等を提供します。

### その他のサービス

その他ニーズに応じたサービスを介護保険サービス事業者等を含めて検討していきます。

### 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

特殊浴槽等を持って要支援者・要介護者の家庭を訪問し、入浴介護を提供します。

### 訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが要支援者・要介護者の家庭を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助などを提供します。

### 訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション

医師、理学療法士、作業療法士などが、要支援者・要介護者の家庭を訪問し、心身の機能維持を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを提供します。

### 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

特殊ベッド、車イス、エアーマット、リフト、歩行支援具、徘徊感知用具など、自立を支援するために必要な福祉用具を貸与します。

### 特定福祉用具購入・ 介護予防特定福祉用具購入

ポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助具など排泄や入浴のために使う用具の購入費の一部費用を支給します。

### 住宅改修・介護予防住宅改修

家庭での階段や廊下、玄関の手摺りの取り付け、浴室、玄関の段差解消など小規模な改修について、その一部の費用を支給します。

### 居宅介護支援・介護予防支援

要支援・要介護状態となった高齢者や家族のサービス利用意向や心身の状況を踏まえ、介護サービス計画等（ケアプラン）を作成します。

## (3) 施設サービス

### 介護老人福祉施設

常時介護が必要な方に対して、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護や機能訓練、その他必要な援助を提供します。

### 介護老人保健施設

施設サービス計画に基づき、看護、介護及び機能訓練、その他日常生活上の援助を行うことにより、在宅生活への復帰を支援するサービスを提供します。

# 10 第7期計画期間の介護保険料

65歳以上の第1号被保険者の今後3年間の保険料基準額は、月額4,950円です。

平成30年度から平成32年度までの介護予防サービス・介護サービスの想定される必要量から、介護保険料を算出しました。

65歳以上の第1号被保険者の保険料については、国の指針に基づき負担能力を反映して段階別に設定することとなっています。第7期介護保険事業計画では、標準段階を第6期計画に引き続き9段階とします。その結果、本町における平成30年度から平成32年度までの介護保険料基準額は、下表の第5段階の月額で4,950円、年額で59,400円になります。

<65歳以上の第1号被保険者の保険料>

所得段階	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受けている方</li> <li>世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者</li> <li>世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の方</li> </ul>	基準額×0.45	2,228円 (月額)	26,700円 (年額)
	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下の方</li> </ul>	基準額×0.75	3,713円 (月額)	44,500円 (年額)
	第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等が120万円超の方</li> </ul>	基準額×0.75	3,713円 (月額)	44,500円 (年額)
	第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税非課税の方(世帯内に町民税課税者がいる場合)かつ本人の年金収入等が80万円以下の方</li> </ul>	基準額×0.90	4,445円 (月額)	53,400円 (年額)
	第5段階(基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税非課税の方(世帯内に町民税課税者がいる場合)かつ本人の年金収入等が80万円超の方</li> </ul>	基準額×1.00	4,950円 (月額)	59,400円 (年額)
	第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税の方(合計所得金額が120万円未満の場合)</li> </ul>	基準額×1.20	5,940円 (月額)	71,200円 (年額)
	第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税の方(合計所得金額が120万円以上200万円未満の場合)</li> </ul>	基準額×1.30	6,435円 (月額)	77,200円 (年額)
	第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税の方(合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合)</li> </ul>	基準額×1.50	7,425円 (月額)	89,100円 (年額)
	第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税の方(合計所得金額が300万円以上の場合)</li> </ul>	基準額×1.70	8,415円 (月額)	100,900円 (年額)

## お問い合わせ先

介護保険制度等についてのお問い合わせは、下記で受け付けております。

担当課	電話番号	FAX 番号
七ヶ宿町 町民税務課	0224-37-2114	0224-37-2468